

さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】

新旧対照表

令和6年4月改定

新	旧	備考
さいたま市公共建築工事積算基準 【資料編】 令和6年4月	さいたま市公共建築工事積算基準 【資料編】 令和5年4月	
さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】 目次 第1章 共通事項 (削 除)	さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】 目次 第1章 共通事項 <u>9. 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い</u>	
第2章 設計変更 1. <u>新たな追加の工事等の取り扱い</u> 1.0 2. 設計変更における単価及び価格の適用 3. 設計変更における工期 1.1 4. 設計変更における共通費の算定 5. 工事の一時中止に伴う増加費用	第2章 設計変更 1. <u>設計変更における工事費の算定</u> 1.1 2. 設計変更における単価及び価格の適用 3. 設計変更における工期 4. 設計変更における共通費の算定 1.2 5. 工事の一時中止に伴う増加費用	
第3章 共通費 1. 共通費の算定方法 1.3 <u>2. 新営工事と改修工事を一括して発注する際の共通費の算定</u> <u>3. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する際の共通費の算定</u> 4. 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する際の共通費の算定 1.4 <u>5. 工事に伴う湧水の排出費用</u> <u>6. 共通仮設費及び現場管理費における鉄骨工事の補正</u> <u>7. 製造業者・専門工事業者へ単独で発注する場合の算定</u> 1.5 <u>8. 本来一体とすべき工事を分割した際の共通費の算定</u>	第3章 共通費 1. 共通費の算定方法 1.4 <u>2. 共通仮設費及び現場管理費における鉄骨工事の補正</u> <u>3. 新営工事と改修工事を一括して発注する際の共通費の算定</u> 1.5 4. 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する際の共通費の算定 <u>5. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する際の共通費の算定</u> <u>6. 本来一体とすべき工事を分割した際の共通費の算定</u> 1.6 <u>7. 工事に伴う湧水の排出費用</u> (追 加)	
第4章 共通仮設費 1. 共通仮設費率の算定に用いるT（工期） 1.6 2. 共通仮設費に積み上げる項目 3. 鉄骨工事における共通仮設費の補正 1.8	第4章 共通仮設費 1. 共通仮設費率の算定に用いるT（工期） 1.7 2. 共通仮設費に積み上げる項目 3. 鉄骨工事における共通仮設費の補正 1.9	

新	旧	備考
<p>4. <u>とりこわし工事の共通仮設費率</u> <u>19</u> (削 除)</p> <p>5. 監理事務所を設けない場合の取り扱い</p> <p>6. 処分費の取り扱い</p> <p>7. リース料の取り扱い</p> <p>8. <u>直接工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合</u></p> <p>9. 共通仮設費率算定の留意事項</p>	<p>4. <u>その他工事の共通仮設費率</u></p> <p>5. <u>労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率</u> <u>20</u></p> <p>6. 監理事務所を設けない場合の取り扱い</p> <p>7. <u>建設発生土処分費及び発生材</u>処分費の取り扱い</p> <p>8. リース料の取り扱い (追 加)</p> <p>9. 共通仮設費率算定の留意事項</p>	
<p>第5章 現場管理費</p> <p>1. 現場管理費率の算定に用いるT（工期） <u>20</u></p> <p>2. 現場管理費に積み上げる項目</p> <p>3. 鉄骨工事における現場管理費率の補正</p> <p>4. <u>とりこわし工事の現場管理費率</u> (削 除)</p> <p>5. 処分費の取り扱い</p> <p>6. リース料の取り扱い <u>21</u> (削 除)</p> <p>7. 支給材を使用する工事の取り扱い</p> <p>8. <u>純工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合</u></p> <p>9. <u>現場管理費率の留意事項</u></p>	<p>第5章 現場管理費</p> <p>1. 現場管理費率の算定に用いるT（工期） <u>21</u></p> <p>2. 現場管理費に積み上げる項目</p> <p>3. 鉄骨工事における現場管理費率の補正</p> <p>4. <u>その他の現場管理費率</u> <u>22</u></p> <p>5. <u>労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率</u></p> <p>6. <u>建設発生土処分費及び発生材</u>処分費の取り扱い</p> <p>7. リース料の取り扱い</p> <p>8. <u>労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正</u></p> <p>9. 支給材を使用する工事の取り扱い (追 加) (追 加)</p>	
<p>第6章 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等における契約保証費 <u>22</u></p> <p>2. 前払金支出割合による一般管理費等率の補正</p> <p>3. 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用</p>	<p>第6章 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等における契約保証費 <u>23</u></p> <p>2. 前払金支出割合による一般管理費等率の補正</p> <p>3. 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用</p>	
<p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>第7章 <u>その他</u></p> <p>1. <u>その他工事として取り扱う工事</u> <u>24</u></p> <p>2. <u>その他工事を一般工事に含めて発注する場合の取り扱い</u> <u>27</u></p> <p>3. <u>特殊な専門工事を一般工事に含めて発注する場合の取り扱い</u></p>	

新

旧

備考

	<p><u>4. その他工事等を専門工事業者へ直接発注する場合の取り扱い</u> 28</p>	
<p>別紙 別表1～別表7 27</p>	<p>別紙 別表1～別表7 32</p>	
<p>第1章 共通事項 (工事費内訳書における単価及び価格) 4.(2)二. その他 「その他」の率は中間値+1%を標準[※]とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。 <u>※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は別表5～7に示された工種とする。</u></p>	<p>第1章 共通事項 (工事費内訳書における単価及び価格) 4.(2)二. その他 「その他」の率は中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。</p>	<p>共通費算定式改定に伴い追加</p>
<p>(削 除)</p>	<p><u>(現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い)</u> <u>9. 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱いについては以下による。</u> <u>(1) 墜落制止用器具(フルハーネス型)の使用が、設計図書等で示された場合は、現行の安全帯(胴ベルト型)の費用を差し引いた月額損料(差額)に必要な費用を算定する。</u> <u>また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。</u> <u>なお、各区分の月額損料の算定は、表1-9墜落制止用器具費の算定区分表による。</u> <u>(2) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費とし別紙明細として計上する。</u> <u>(3) 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事で算定し、主な工事に計上する。</u> <u>(4) 算定に用いる月数区分の目安は、T(工期)が該当する月数区分による。</u> <u>(算定方法)</u> <u>墜落制止用器具費=墜落制止用器具費月額損料(差額分)×月数区分(表1-9)</u> <u>表1-9 墜落制止用器具費の算定区分表</u></p>	<p>共通費算定式改定に伴い削除</p>

新

旧

備考

(削 除)			墜落制止用器具費 月額損料(差額分)※	月数区分						30 か 月 超 え													
				6 か 月 まで	12 か 月 まで	18 か 月 まで	24 か 月 まで	30 か 月 まで															
	建築工事	新営工事	6,000 円/月	6 (か 月)	12 (か 月)	18 (か 月)	24 (か 月)	30 (か 月)	36 (か 月)														
		改修工事	3,600 円/月																				
	電気設備 工事	新営工事	3,600 円/月																				
		改修工事	2,400 円/月																				
	機械設備 工事	新営工事	3,600 円/月																				
		改修工事	2,400 円/月																				
	昇降機設備工事		1,200 円/月							6 (か月)													
	<p>※ 墜落制止用器具費月額損料(差額分)=1人当たりの墜落制止用器具費月額損料(差額分) × 現場労働者の同時施工人員想定 (表1-10)</p>																						
表 1-10 現場労働者の同時施工人員想定表※																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>建築工事</th> <th>電気設備工事</th> <th>機械設備工事</th> <th>昇降機設備工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新営工事</td> <td>10人日/日</td> <td>6人日/日</td> <td>6人日/日</td> <td rowspan="2">2人日/日</td> </tr> <tr> <td>改修工事</td> <td>6人日/日</td> <td>4人日/日</td> <td>4人日/日</td> </tr> </tbody> </table>										工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事	新営工事	10人日/日	6人日/日	6人日/日	2人日/日	改修工事	6人日/日	4人日/日	4人日/日
工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事																			
新営工事	10人日/日	6人日/日	6人日/日	2人日/日																			
改修工事	6人日/日	4人日/日	4人日/日																				
<p>※その現場の高所作業を行う現場労働者(下請作業員)が墜落制止用器具(7か-3型)をつける と想定</p> <p>1人当たりの墜落制止用器具費月額損料(差額分) 600 円/人・月=(墜落制止用器具費(7か-3型)-現行の安全帯(胴ベルト型)-助成金) /36 か月(耐用年数)</p>																							
第2章 設計変更	第2章 設計変更								「新たな追加の工														

新

旧

備考

<p>(<u>新たな追加の工事等の取り扱い</u>)</p> <p><u>1. 新たな追加の工事等の扱いは以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) 以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」(以下「当初請負比率」という。)を乗じない。</p> <p><u>イ. 公共料金</u></p> <p>現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用</p> <p><u>ロ. 新たな追加の工事</u></p> <p>現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の①から⑤の新たな種類の工事を追加する場合の費用。</p> <p>① とりこわし(地下埋設物及び埋設配管に限る)</p> <p>② 地盤改良</p> <p>③ 土壌汚染処理</p> <p>④ <u>石綿</u>含有吹付材及び保温材等の処理</p> <p>⑤ 上記①から④に伴う発生材処理</p> <p>(2) (1) <u>ロ. の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該設計変更時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率(以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。)を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</u></p>	<p>(<u>設計変更における工事費の算定</u>)</p> <p><u>1. 以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」(以下「当初請負比率」という。)を乗じない。</u></p> <p>(1) <u>公共料金</u></p> <p>現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用</p> <p>(2) <u>新たな追加の工事</u></p> <p>現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の<u>イ</u>から<u>ホ</u>の新たな種類の工事を追加する場合の費用。</p> <p><u>イ. とりこわし(地下埋設物及び埋設配管に限る)</u></p> <p><u>ロ. 地盤改良</u></p> <p><u>ハ. 土壌汚染処理</u></p> <p><u>ニ. アスベスト</u>含有吹付材及び保温材等の処理</p> <p><u>ホ. 上記イからニに伴う発生材処理</u></p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p>	<p>事」の設計変更取扱いを追加</p>
<p>(設計変更における共通費の算定)</p> <p>4. 設計変更における共通費の算定は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>イ. 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、<u>当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない</u>工事の直接工事費の合計額及び</p>	<p>(設計変更における共通費の算定)</p> <p>4. 設計変更における共通費の算定は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>イ. 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、<u>当初請負比率を乗じない</u>工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。</p>	<p>「新たな追加の工事」の設計変更取扱いを追加</p>

新

旧

備考

<p>工期に対応する率とする。</p> <p>ロ、現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、<u>当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない</u>工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。</p> <p>ハ、一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、<u>当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない</u>工事の工事原価の合計額に対応する率とする。</p> <p>(2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、<u>当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない</u>工事に区分して算定する。</p>	<p>ロ、現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、<u>当初請負比率を乗じない</u>工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。</p> <p>ハ、一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、<u>当初請負比率を乗じない</u>工事の工事原価の合計額に対応する率とする。</p> <p>(2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、<u>当初請負比率を乗じない</u>工事に区分して算定する。</p>	
<p>第3章 共通費 (新営工事と改修工事を一括して発注する際の共通費の算定)</p> <p><u>2.</u> 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の共通費は次のとおり算定する。</p>	<p>第3章 共通費 (新営工事と改修工事を一括して発注する際の共通費の算定)</p> <p><u>3.</u> 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の共通費は次のとおり算定する。</p>	
<p>(建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する際の共通費の算定)</p> <p><u>3.</u> ロ、主たる工事以外のいずれかの工事(昇降機設備工事を除く。)が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合も、<u>原則として(1)イ. ①及び②による。ただし、工事内容、工事費及び工期から適切と判断できる場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p>(建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する際の共通費の算定)</p> <p>5. ロ、主たる工事以外のいずれかの工事(昇降機設備工事を除く。)が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、<u>当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</u></p> <p>※ <u>軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。</u></p> <p><u>① 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の 1/20 以下又は 300 万円以下の場合</u></p> <p><u>② 工事内容、工事費及び工期から判断して、①に準ずるとみなせる場合</u></p>	<p>共通費算定式改定に伴い修正</p>
<p>(工事に伴う湧水の排出費用)</p>	<p>(工事に伴う湧水の排出費用)</p>	

新

旧

備考

<p>5. 共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の下水道料金は含まないものとする。</p>	<p>7. 共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の下水道料金は含まないものとする。</p>																																											
<p>(新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正)</p> <p>6. 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目を補正の対象とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>(共通仮設費及び現場管理費における鉄骨工事の補正)</p> <p>2. 積算基準第10(5)及び第11(5)における鉄骨工事の共通仮設費率及び現場管理費率の補正は次のとおり行う。</p> <p>(1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目は表3-1のとおり全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具(定置式・移動式)は、共通仮設費の一般工事の区分として積み上げる。</p> <p>表3-1 【鉄骨工事】鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正</p> <table border="1" data-bbox="1070 587 1921 906"> <tr> <td>鋼材費</td><td>○</td><td>工場加工費</td><td>○</td><td>鉄骨運搬費</td><td>○</td></tr> <tr> <td>工事塗装</td><td>○</td><td>溶融亜鉛めっき処理</td><td>○</td><td>現場錆止め塗装</td><td>○</td></tr> <tr> <td>建て方費</td><td>○</td><td>溶接試験</td><td>○</td><td>現場溶接</td><td>○</td></tr> <tr> <td>アンカーボルト</td><td>○</td><td>スタッド溶接</td><td>○</td><td>柱底均しモルタル</td><td>○</td></tr> <tr> <td>デッキプレート (合成スラブ用)</td><td>○</td><td>フラットデッキ (床型枠用)</td><td>△</td><td>耐火被覆 専用仮設</td><td>○</td></tr> <tr> <td>付帯鉄骨(母屋、胴縁)</td><td>○</td><td>鉄骨階段・鉄骨庇</td><td>△</td><td>設備機器架台</td><td>○</td></tr> <tr> <td>鉄塔</td><td>○</td><td>C、W一次ファスナー</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> <p>(注) ○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート造の屋内運動場、倉庫、格納庫等において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。ただし、主体構造物にかかわらない鉄骨工事(鉄骨階段、鉄骨庇、手すり、設備機器架台等)は補正の対象としない。</p> <p>(3) 鉄塔については、単体として取り扱い、設置場所(地盤面又は鉄筋コンクリート造屋上面)にかかわらず補正の対象とする。</p> <p>(4) フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。</p>	鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費	○	工事塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○	建て方費	○	溶接試験	○	現場溶接	○	アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル	○	デッキプレート (合成スラブ用)	○	フラットデッキ (床型枠用)	△	耐火被覆 専用仮設	○	付帯鉄骨(母屋、胴縁)	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△	設備機器架台	○	鉄塔	○	C、W一次ファスナー	○	—	—	
鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費	○																																							
工事塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○																																							
建て方費	○	溶接試験	○	現場溶接	○																																							
アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル	○																																							
デッキプレート (合成スラブ用)	○	フラットデッキ (床型枠用)	△	耐火被覆 専用仮設	○																																							
付帯鉄骨(母屋、胴縁)	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△	設備機器架台	○																																							
鉄塔	○	C、W一次ファスナー	○	—	—																																							
<p>(製造業者・専門工事業者へ単独で発注する場合の算定)</p> <p>7. 製造業者・専門工事業者へ単独で発注する場合の共通費は見積を参考に計上する。</p> <p>なお、専門工事業者とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可業種のうち、建築工事業、電気工事業及び管工事業を除く各工事業を営む事業者をいう。</p>	<p style="text-align: center;">(追 加)</p>	<p>専門業者等への単独発注時について追加</p>																																										
<p>(本来一体とすべき工事を分割した際の共通費の算定)</p>	<p>(本来一体とすべき工事を分割した際の共通費の算定)</p>																																											

新

旧

備考

<p>8. 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事と新規に発注する工事を一括して発注したとして算定した額から、契約済みのすべての工事の額を控除した額とする。</p>	<p>6. 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事と新規に発注する工事を一括して発注したとして算定した額から、契約済みのすべての工事の額を控除した額とする。</p>	
<p>第4章 共通仮設費 (共通仮設費に積み上げる項目)</p> <p>2. (1) 準備費</p> <p>イ. 敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用</p> <p>(2) 仮設建築物</p> <p>イ. 宿舍、設計図書による現場環境改善費用</p> <p>(3) 工事施設費</p> <p>仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用</p> <p>(4) 環境安全費</p> <p>安全管理・合図等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用)、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の養生シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策の要する費用</p> <p>(7) 情報システム費</p> <p>情報共有、遠隔臨場、BIM その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用</p> <p>(8) その他</p> <p>材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験を除き、以下の試験費を積み上げにより算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿粉じん濃度測定 	<p>第4章 共通仮設費 (共通仮設費に積み上げる項目)</p> <p>2. (1) 準備費</p> <p>イ. 敷地測量、<u>道路占有料</u>、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用</p> <p>(2) 仮設建築物</p> <p>イ. 宿舍、設計図書によるイメージアップ費用</p> <p>(3) 工事施設費</p> <p>仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用</p> <p>(4) 環境安全費</p> <p>安全管理・合図等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用)</p> <p>(7) その他</p> <p>材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、<u>コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費(引張試験、超音波探傷試験)</u>を除き、以下の試験費を積み上げにより算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>アスベスト</u>粉じん濃度測定 <p>(追加)</p>	<p>共通費算定式改定に伴い修正</p>

新

旧

備考

<p>・ 分析による石綿含有建材の調査</p> <p>(鉄骨工事における共通仮設費の補正)</p> <p>3. 積算基準第10(5)における鉄骨工事の共通仮設費率の補正は、<u>原則として共通仮設費率に「1.0」を乗じる。</u></p> <p>なお、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは第3章2.による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>・ 分析によるアスベスト含有建材の調査</p> <p>(鉄骨工事における共通仮設費の補正)</p> <p>3. 積算基準第10(5)における鉄骨工事の共通仮設費率の補正は、<u>一般工事の共通仮設費率に「0.9」を乗じる。</u></p> <p>なお、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは第3章2.による。</p> <p><u>また、一般工事の純工事費は「鉄骨工事以外の一般工事の純工事費」と「鉄骨工事の純工事費」にそれぞれ区分するものとする。</u></p>	<p>共通費算定式改定に伴い修正</p>								
<p>(<u>とりこわし工事</u>の共通仮設費率)</p> <p>4. <u>とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。</u></p>	<p>(<u>その他工事</u>の共通仮設費率)</p> <p>4. <u>積算基準第10(6)におけるその他工事の共通仮設費率は、「1%」とする。</u></p>	<p>共通費算定式改定に伴い修正</p>								
<p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>(<u>労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率</u>)</p> <p>5. <u>積算基準第10(7)の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、積算基準により算定した共通仮設費率に「0.9」を乗じる。</u></p> <p><u>なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事をいう。</u></p>	<p>共通費算定式改定に伴い削除</p>								
<p>(監理事務所を設けない場合の取り扱い)</p> <p>5. <u>建築工事において、積算基準 別表一1に挙げる監理事務所(監督職員事務所)を設けない場合は、共通仮設費率(Kr)に以下の補正値を乗じる。</u></p> <table border="1" data-bbox="147 991 999 1137"> <tr> <td>直接工事費</td> <td>1000万円未満</td> <td>1000万円以上 50億円以下</td> <td>50億円を越える</td> </tr> <tr> <td>補正値</td> <td>0.887</td> <td>$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$</td> <td>0.988</td> </tr> </table> <p>Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費(千円)</p> <p>注1) <u>補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。</u></p> <p>注2) <u>設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のKrに乘じる。</u></p>	直接工事費	1000万円未満	1000万円以上 50億円以下	50億円を越える	補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	0.988	<p>(監理事務所を設けない場合の取り扱い)</p> <p>6. <u>建築工事において監理事務所を設けない場合の共通仮設費率の補正は下記による。</u></p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p>(1) <u>積算基準第10(9)における補正は、鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費率に「0.9」を乗じる。</u></p> <p><u>注) その他工事及び各設備工事の共通仮設費率に対しては補正を行わない。</u></p>	<p>共通費算定式改定に伴い追加・削除</p>
直接工事費	1000万円未満	1000万円以上 50億円以下	50億円を越える							
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	0.988							

新

旧

備考

<p>(削 除)</p>	<p><u>(2) 鉄骨工事における共通仮設費率の補正をおこなう工事で、監理事務所を設けない場合は3. で補正した率に「0.9」を乗じる。</u></p> <p><u>(3) その他工事を単独で発注する場合において、別途共通仮設費を算定した場合は、補正を行わず、必要に応じて積み上げにより算定する。</u></p> <p><u>(4) 既存施設を監理事務所として利用できる場合は、利用期間中の維持管理費、利用後の現場復旧に要する費用を考慮し、補正は行わない。</u></p> <p><u>また、監理事務所の規模の違いによる補正は行わない。</u></p>	
<p>(処分費の取り扱い)</p> <p>6. 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。</p>	<p>(建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い)</p> <p>7. 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。</p>	
<p>(リース料の取り扱い)</p> <p>7. 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。</p>	<p>(リース料の取り扱い)</p> <p>8. 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。</p>	
<p><u>(直接工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合)</u></p> <p>8. <u>直接工事費が積算基準別表-5~11の(注3)で定める範囲を定める範囲を外れる場合は、原則として算定式により算定された率を採用する。</u></p>	<p>(追 加)</p>	<p>共通費算定式改定に伴い追加</p>
<p>(共通仮設費率算定の留意事項)</p> <p>9. 共通仮設費率を算定する際の各項目における留意事項は以下による。</p> <p><u>(1) 環境安全費</u></p> <p><u>環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策の要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用</u> <u>・ 外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用</u> <p><u>(2) 動力用水光熱費</u></p>	<p>(共通仮設費率算定の留意事項)</p> <p>9. 共通仮設費率を算定する際の各項目における留意事項は以下による。</p> <p>(追 加)</p> <p><u>(1) 動力用水光熱費</u></p>	<p>共通費算定式改定に伴い追加・削除</p>

新

旧

備考

<p>共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費について、新営工事は引込費用及び使用料が該当し、改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工事用)</p> <p>本受電後の電力基本料金については、設計図書の特記に基づき電気設備工事に積み上げ計上する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費について、新営工事は引込費用及び使用料が該当し、改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工事用)</p> <p>本受電後の電力基本料金については、設計図書の特記に基づき電気設備工事に積み上げ計上する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 屋外整理清掃費</u></p> <p style="text-align: center;"><u>施工中に発生する端材等の処理に要する費用(指定された集積場所から構外へ搬出するための積み込み、運搬費及び処分費)は、共通仮設費率に含む。</u></p>	
<p>第5章 現場管理費</p> <p>(現場管理費率の算定に用いるT(工期))</p> <p>1. 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、入札公告に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、積算基準第10(4)の日数を減じた日数を「30日/月」にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。ただし、積み上げによる現場管理費は一般工事の現場管理費に計上する。</p>	<p>第5章 現場管理費</p> <p>(現場管理費率の算定に用いるT(工期))</p> <p>1. 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、入札公告に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、積算基準第10(4)の日数を減じた日数を「30日/月」にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。ただし、積み上げによる現場管理費は一般工事<u>(その他工事を除く)</u>の現場管理費に計上する。</p>	<p>「その他工事」廃止に伴い削除</p>
<p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>(現場管理費に積み上げる項目)</p> <p><u>2. (2) 工事費(工事価格+消費税相当額)が500万円以上2,500万円未満の昇降機設備工事の工事実績情報(コリンズ)の登録に要する費用</u></p> <p style="text-align: center;"><u>工事実績情報登録費用 = 登録作業費※1 + 登録料(税抜き)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>※1 登録作業費 = 特殊作業員1.0人・日</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>注) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び工事費が2,500万円以上の昇降機設備工事には、現場管理費率に費用が含まれているため、加算は行わない。</u></p> </div>	<p>共通費算定式改定に伴い削除</p>
<p>(<u>とりこわし</u>工事の現場管理費率)</p> <p>4. <u>とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。</u></p>	<p>(<u>その他</u>工事の現場管理費率)</p> <p>4. <u>積算基準第11(6)におけるその他工事の現場管理費率は、「2%」とする。</u></p>	<p>共通費算定方法を規程</p>
<p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p><u>(労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率)</u></p>	<p>共通費算定式改定</p>

新

旧

備考

	<p><u>5. 積算基準第11(7)の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、積算基準により算出した現場管理費率に「0.8」を乗じる。</u></p> <p><u>なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事をいう。</u></p>	<p>に伴い削除</p>
<p>(処分費の取り扱い)</p> <p><u>5. 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。</u></p>	<p>(建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い)</p> <p><u>6. 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。</u></p>	
<p>(リース料の取り扱い)</p> <p><u>6. 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。</u></p>	<p>(リース料の取り扱い)</p> <p><u>7. 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。</u></p>	
<p>(削 除)</p>	<p><u>(労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正)</u></p> <p><u>8. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、設計図書等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に「1.01」を乗じる。</u></p> <p><u>なお、3. 鉄骨工事の補正を行う場合及び5. 労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は「1.01」の補正に3. 及び5. を乗じる。</u></p>	<p>共通費算定式改定 に伴い削除</p>
<p>(支給材を使用する工事の取り扱い)</p> <p><u>7. 支給材(施設維持管理部署又は発注者側で購入・製作された資機材)を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の「2%」を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。</u></p>	<p>(支給材を使用する工事の取り扱い)</p> <p><u>9. 支給材(施設維持管理部署又は発注者側で購入・製作された資機材)を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の「2%」を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。</u></p>	
<p><u>(純工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合)</u></p> <p><u>8. 純工事費が積算基準別表-12~18の(注3)で定める範囲を定める範囲を外れる場合は原則として算定式により算定された率を採用する。</u></p>	<p>(追 加)</p>	<p>共通費算定式改定 に伴い追加</p>
<p><u>(現場管理費率の留意事項)</u></p>	<p>(追 加)</p>	<p>共通費算定式改定</p>

新

旧

備考

<p>9. <u>現場管理費率を算定する際の各項目における留意事項は以下による。</u></p> <p><u>(1) 現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている</u> <ul style="list-style-type: none"> • <u>検査、試験の支援に要する費用</u> • <u>施工図作成の支援に要する費用</u> • <u>その他、外注または現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用</u> • <u>各種調査に要留守費用として、以下の費用が含まれている。</u> <ul style="list-style-type: none"> • <u>本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用</u> • <u>現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用</u> 		<p>に伴い追加</p>											
<p>第6章 一般管理費等 (前払金支出割合による一般管理費等率の補正)</p> <p>2. 前払金支出割合が35%以下において一般管理費等を算定する場合は、表6-2に示す前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じる。</p> <p><u>なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。</u></p>	<p>第6章 一般管理費等 (前払金支出割合による一般管理費等率の補正)</p> <p>2. 前払金支出割合が35%以下において一般管理費等を算定する場合は、表6-2に示す前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じる。</p> <p>(追 加)</p>												
<p>(削 除)</p>	<p><u>第7章 その他</u></p> <p><u>(その他工事として取り扱う工事)</u></p> <p>1. <u>その他工事の取り扱いにおける詳細は表7-1、7-2とする。</u></p> <p>(1) <u>その他工事の取り扱い【建築工事】</u></p> <p><u>表7-1 その他工事の取り扱い【建築工事】</u></p> <p><u>(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目</u></p> <table border="1" data-bbox="1037 1209 1910 1406"> <tr> <td data-bbox="1037 1209 1261 1406"> <p>【特殊な室内装備品】</p> </td> <td colspan="4" data-bbox="1261 1209 1910 1406"> <p>家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品。いわゆる「備品」で、現場搬入と転倒防止及び固定のための取り付け、配管・配線の簡易接続作業程度をもって完了となるもの。</p> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1037 1406 1910 1463"> <tr> <td data-bbox="1037 1406 1261 1463"> <p>壁面収納(造り付け以</p> </td> <td data-bbox="1261 1406 1328 1463"> <p>○</p> </td> <td data-bbox="1328 1406 1574 1463"> <p>ローパーティション</p> </td> <td data-bbox="1574 1406 1619 1463"> <p>○</p> </td> <td data-bbox="1619 1406 1843 1463"> <p>移動書架</p> </td> <td data-bbox="1843 1406 1910 1463"> <p>○</p> </td> </tr> </table>	<p>【特殊な室内装備品】</p>	<p>家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品。いわゆる「備品」で、現場搬入と転倒防止及び固定のための取り付け、配管・配線の簡易接続作業程度をもって完了となるもの。</p>				<p>壁面収納(造り付け以</p>	<p>○</p>	<p>ローパーティション</p>	<p>○</p>	<p>移動書架</p>	<p>○</p>	<p>「その他工事」廃止により削除</p>
<p>【特殊な室内装備品】</p>	<p>家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品。いわゆる「備品」で、現場搬入と転倒防止及び固定のための取り付け、配管・配線の簡易接続作業程度をもって完了となるもの。</p>												
<p>壁面収納(造り付け以</p>	<p>○</p>	<p>ローパーティション</p>	<p>○</p>	<p>移動書架</p>	<p>○</p>								

新

旧

備考

(削 除)

外)					
書架(スチール棚)	○	書架(既製木製棚)	○	家具(造り付け以外)	○
造り付け家具	×	カーテン	×	ブラインド	×
ファンコイルカバー	×	じゅうたん	×	OAフロア	×
一般(湯沸器)流し台	×	トイレブース	×	可動・移動間仕切	×
実験流し台	○	実験・医療器具	○	シールド工事	○
舞台機構装置	○	浴室・シャワーユニッ ト	×	厨房機器	×
清掃用ゴンドラ	×				
【造園工事】		種目で造園工事として取り扱われる項目全て。			
樹木費	○	植え込み費	○	地被類(芝張り、は種)	○
支柱	○	移植	○	客土	○
植栽基盤	○	土壌改良	○	ツリーサークル	○
代採・抜根	○	人工土壌	○	排水マット敷設	○
庭石・モニュメント	○	温室工事	○		
【舗装工事】		種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。ただし、土工、縁石、側溝は一般工事とする。			
土工	×	直接仮設(舗装用)	○	アスファルト舗装	○
コンクリート舗装	○	タイル張り舗装	○	石張り舗装	○
インターロッキング 舗装	○	舗石舗装	○	グラウンド・テニスコ ト	○
平板舗装	○	路床整正	○	舗装機械運搬	○
トラフィックペイン ト	○	縁石	×	L型側溝・V型溝	×

新

旧

備考

	排水ます	×	開きよ（U字溝）	×	排水管	×																												
	【取り壊し工事】	種目で取り壊し工事（建築物等の解体施工を行う工事）として取り扱われる項目全て。ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般（改修）工事とする。																																
	とりこわし費	○	集積積み	○	アスベスト処理工事費	×																												
	とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○	改修（撤去）工事	×																												
<p>(2) <u>その他工事の取り扱い【機械設備工事】</u></p> <p>通常の建物本体工事に含まれない下記の設備等については、システム一式を専門工事と扱い、当該据付調整費及び諸経費まで含んで計上したものを対象とする。</p> <p>表7-2 <u>その他工事の取り扱い【機械設備工事】</u> (注) ○印は対象項目、×印は対象外項目</p> <table border="1"> <tr> <td>【さく井設備】</td> <td colspan="6">さく井設備として取り扱われる項目全て。ただし、ポンプや揚水管の交換は一般工事。</td> </tr> <tr> <td>揚水井設備</td> <td>○</td> <td colspan="5">掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、深井戸用水中モーターポンプ設置（揚水試験、水質検査含む）を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井</td> </tr> <tr> <td>地中熱交換井設備</td> <td>○</td> <td colspan="5">掘さく後、地中熱交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井</td> </tr> <tr> <td>深井戸用水中モーターポンプ交換</td> <td>×</td> <td colspan="5">ポンプ及び揚水管の交換</td> </tr> </table>							【さく井設備】	さく井設備として取り扱われる項目全て。ただし、ポンプや揚水管の交換は一般工事。						揚水井設備	○	掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、深井戸用水中モーターポンプ設置（揚水試験、水質検査含む）を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井					地中熱交換井設備	○	掘さく後、地中熱交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井					深井戸用水中モーターポンプ交換	×	ポンプ及び揚水管の交換				
【さく井設備】	さく井設備として取り扱われる項目全て。ただし、ポンプや揚水管の交換は一般工事。																																	
揚水井設備	○	掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、深井戸用水中モーターポンプ設置（揚水試験、水質検査含む）を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井																																
地中熱交換井設備	○	掘さく後、地中熱交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井																																
深井戸用水中モーターポンプ交換	×	ポンプ及び揚水管の交換																																
<p>【特殊空調設備】 特殊空調設備として取り扱われる項目全て。</p> <table border="1"> <tr> <td>恒温恒湿室</td> <td>○</td> <td colspan="5">精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋の空調設備（部屋本体</td> </tr> </table>							恒温恒湿室	○	精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋の空調設備（部屋本体																									
恒温恒湿室	○	精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋の空調設備（部屋本体																																

(削 除)

新

旧

備考

(削 除)

		<u>を含む場合あり</u>
<u>クリーンルーム</u>	<input type="radio"/>	<u>空気清浄度の確保が必要な部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）</u>
【循環ろ過設備】		循環ろ過設備として取り扱われる項目全て
<u>プールろ過設備</u>	<input type="radio"/>	<u>プール水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備</u>
<u>浴槽ろ過設備</u>	<input type="radio"/>	<u>浴槽水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備</u>
【排水処理設備】		排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部（ルーフトレン等）から雨水流入槽に至る配管は一般工事
<u>厨房排水除害設備</u>	<input type="radio"/>	<u>厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備</u>
<u>廃水処理設備</u>	<input type="radio"/>	<u>有害廃水（病原菌、放射性物質等）を下水道の放流基準値以下に処理する設備</u>
<u>排水再利用設備</u>	<input type="radio"/>	<u>原水（雑排水等）を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備</u>
<u>雨水利用設備</u>	<input type="radio"/>	<u>雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備（ろ過装置を設けるシステム一式工事）</u>
	<input type="checkbox"/>	<u>上記ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御設備</u>
<u>浄化槽設備</u>	<input type="checkbox"/>	<u>ユニット型、現場施工型</u>
【ごみ処理設備】		ごみ処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、厨房のディスポーザーは一般工事。

新

旧

備考

(削 除)

<u>ダストシュート</u>	<input type="radio"/>	各階に設けた投入口より縦管をつたって下層の集積所にごみを集める設備
<u>ごみ真空輸送装置</u>	<input type="radio"/>	建物に設けたダストシュート等と集積所をパイプで結び、パイプ内の空気を集積所側から吸引することで、広範囲からごみを収集・輸送する設備
<u>コンパクト・コンテナ</u>	<input type="radio"/>	かさの大きい紙ごみを高圧縮してコンテナに詰め、コンテナごと搬出する設備
<u>焼却装置</u>	<input type="radio"/>	焼却炉
<u>ディスポーザー</u>	<input checked="" type="checkbox"/>	厨房で扱うディスポーザーは一般工事
<u>【搬送装置】</u>		搬送設備として取り扱われる項目全て。 (小荷物専用昇降機は昇降設備工事として取り扱う)
<u>書類搬送装置</u>	<input type="radio"/>	気送管や垂直コンベヤ等を使用し、書類をステーションまで搬送する設備
<u>自動倉庫</u>	<input type="radio"/>	スタッカークレーン、無人走行台車等を用いた立体自動倉庫
<u>昇降装置</u>	<input type="radio"/>	段差解消機、ステージ昇降装置、ホイストクレーン等
<u>【機械式駐車設備】</u>		機械式駐車設備として取り扱われる項目全て
<u>機械式駐車設備</u>	<input type="radio"/>	2段式、タワー式、水平循環式、平面往復式等
<u>【特殊ガス設備】</u>		特殊ガス設備として取り扱われる項目全て
<u>医療用ガス設備</u>	<input type="radio"/>	酸素、窒素、笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
<u>実験用ガス設備</u>	<input type="radio"/>	酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
<u>高圧空気充てん設備</u>	<input type="radio"/>	ダイビング用高圧空気ボンベへ空気充てんを行う設備

新

旧

備考

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1014 212 1234 263">【実験機器設備】</td> <td colspan="2" data-bbox="1234 212 1933 263">実験機器設備として取り扱われる項目全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1014 263 1234 363">実験機器設備</td> <td data-bbox="1234 263 1279 363">○</td> <td data-bbox="1279 263 1933 363">ドラフトチャンバー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレーブ、実験台、飼育装置、飼育ケージ等の実験機器類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1014 411 1234 462">【医療器具設備】</td> <td colspan="2" data-bbox="1234 411 1933 462">医療器具設備として取り扱われる項目全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1014 462 1234 563">医療器具設備</td> <td data-bbox="1234 462 1279 563">○</td> <td data-bbox="1279 462 1933 563">手術台、歯科用椅子、各種検査機器（X線、CT、MRI、超音波等）、介護補助用リフト等の医療用設備</td> </tr> </table>	【実験機器設備】	実験機器設備として取り扱われる項目全て		実験機器設備	○	ドラフトチャンバー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレーブ、実験台、飼育装置、飼育ケージ等の実験機器類	【医療器具設備】	医療器具設備として取り扱われる項目全て		医療器具設備	○	手術台、歯科用椅子、各種検査機器（X線、CT、MRI、超音波等）、介護補助用リフト等の医療用設備	
【実験機器設備】	実験機器設備として取り扱われる項目全て													
実験機器設備	○	ドラフトチャンバー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレーブ、実験台、飼育装置、飼育ケージ等の実験機器類												
【医療器具設備】	医療器具設備として取り扱われる項目全て													
医療器具設備	○	手術台、歯科用椅子、各種検査機器（X線、CT、MRI、超音波等）、介護補助用リフト等の医療用設備												
<p>(削 除)</p>	<p>(その他工事を一般工事に含めて発注する場合のその他工事の取り扱い)</p> <p>2. 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含めて発注する場合の取り扱いは次による。</p> <p>(1) 工事費内訳書における単価及び価格 採用する単価及び価格は、原則として「その他工事を直接施工することができる事業者」(以下「その他工事業者」という。)の見積もりによる単価及び価格を採用する。</p> <p>(2) 積算に伴う見積書の提出依頼 その他工事業者(5者以上)への見積書の提出を求めることを原則とし、仮設、各専門工事、発生材処分等全てを対象とする。</p>	<p>「その他工事」廃止により削除</p>												

新

旧

備考

<p>(削 除)</p>	<p>(3) <u>見積書の精査</u> <u>その他工事業者から提出された見積書は、見積書に記載されている細目等の統一を十分に確認し、比較対象の可否について精査を行うこととする。</u></p> <p>(4) <u>共通費の算定</u> <u>積算基準第9により「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、その他工事業者からの見積もりのうち、それぞれ直接工事費、純工事費及び工事原価に対する率を採用する。</u></p> <p>(5) <u>一般工事の共通費算定</u> <u>一般工事の共通費を算定する際は、その他工事の積算により算出された「直接工事費」及び「諸経費」を、その他工事として計上する。ただし、「諸経費」において「準備費（道路占有料等）」、「機械器具費（揚重機械器具等）」等の積み上げ項目で一般工事と重複する項目は計上しない。</u></p>	
<p>(削 除)</p>	<p><u>(特殊な専門工事を一般工事に含めて発注する場合の特殊な専門工事の取り扱い)</u></p> <p><u>3. 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事に特殊な専門工事を含めて発注する場合の取り扱いは次による。</u></p> <p>(1) <u>特殊な専門工事</u> <u>特殊な専門工事は次の工事とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都市ガス設備工事</u> ・ <u>水道本管引込工事（水道本管から水道メーターまでの工事）</u> ・ <u>下水道本管接続工事（公共下水道本管から敷地の道路境界までの工事）</u> <p>(2) <u>工事費内訳書における単価及び価格</u> <u>採用する単価及び価格は、原則として「特殊な専門工事を直接施工することができる工事業者」（以下「特殊工事業者」という。）の見積もりによる単価及び価格を採用する。</u></p> <p>(3) <u>積算に伴う見積書の提出依頼</u></p>	<p>「その他工事」廃止により削除</p>

新

旧

備考

	<p><u>特殊工事業者（5者以上）への見積書の提出を求めることを原則とし、仮設、各専門工事、発生材処分等全てを対象とする。</u></p> <p>(4) <u>見積書の精査</u> <u>特殊工事業者から提出された見積書は、見積書に記載されている細目等の統一を十分に確認し、比較対象の可否について精査を行うこととする。</u></p> <p>(5) <u>共通費の算定</u> <u>積算基準第9により「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、特殊工事業者からの見積りの中の、それぞれ直接工事費、純工事費及び工事原価に対する率を採用する。</u></p> <p>(6) <u>一般工事の共通費算定</u> <u>一般工事の共通費を算定する際は、特殊な専門工事の積算により算出された「直接工事費」及び「諸経費」を、その他工事と同様に計上する。ただし、「諸経費」において「準備費（道路占有料等）」、「機械器具費（揚重機械器具等）」等の積み上げ項目で一般工事と重複する項目は計上しない。</u></p>	
<p>(削 除)</p>	<p><u>(その他工事等を専門工事業者へ直接発注する場合の取り扱い)</u></p> <p><u>4. その他工事等を専門工事業者へ直接発注する場合の取り扱いは次による。</u></p> <p><u>(1) その他工事等</u> <u>その他工事等は次の工事とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none">• <u>積算基準 別表-22（本資料編 第7章1.）に掲げる「その他工事」</u>• <u>建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第3条の規定による建設業の許可業種のうち、建築工事業、電気工事業及び管工事業を除く各工事業を営む事業者へ直接発注する工事</u> <p><u>(2) 専門工事業者</u> <u>専門工事業者とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可業種のうち、建築工事業、電気工事業及び管工事業を除く各工事業を営む事業者をいう。</u></p> <p><u>(3) 工事費内訳書における単価及び価格</u></p>	<p>「その他工事」廃止により削除</p>

新

旧

備考

<p>(削 除)</p>	<p>採用する単価及び価格は、原則として専門工事業者の見積りによる単価及び価格を採用する。</p> <p>(4) 積算に伴う見積書の提出依頼</p> <p>専門工事業者（5者以上）への見積書の提出を求めることを原則とし、仮設、各専門工事、発生材処分等全てを対象とする。</p> <p>なお、見積書の提出を求める際は、直接発注する旨を見積り条件に明示して求める。</p> <p>(5) 見積書の精査</p> <p>専門工事業者から提出された見積書は、見積書に記載されている細目等の統一を十分に確認し、比較対象の可否について精査を行うこととする。</p> <p>(6) 共通費の算定</p> <p>積算基準第9により「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、専門工事業者からの見積りのうち、それぞれ直接工事費、純工事費及び工事原価に対する率を採用する。</p>	
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(適用)</p> <p>第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は令和6年4月1日から適用する。</p> <p>(従前の基準類の取り扱い)</p> <p>第3 施行日以前に公告された案件については、従前の例による。</p>	<p>(追 加)</p>	

新

旧

備考

別表一 機械設備工事の歩掛作成時における「その他」(下請け経費及び小機材の損耗費等)

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率の対象	備考
機械設備工事	配管付属品	19~27%	労	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
	ダクト 付属品	19~27%	労	吹出口、吸込口、ダンパ一類等
	ダクト 付属品 (たわみ継手)	18~26%	労、材	

別表一 機械設備工事の歩掛作成時における「その他」(下請け経費及び小機材の損耗費等)

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率の対象	備考
機械設備工事	配管付属品	19~27%	労	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
	ダクト 付属品	19~27%	労	吹出口、吸込口、ダンパ一類等
	ダクト 付属品 (たわみ継手)	18~26%	労、材	